

庄内町教育委員会議事録

令和5年第13回定例会

令和5年11月30日

庄内町教育委員会

庄内町教育委員会 令和5年第13回定例会 議事録

- 1 会議日程 令和5年11月30日(木)
 - 開会 午後5時00分
 - 閉会 午後5時40分
- 2 会議場所 庄内町役場 B棟 会議室1
- 3 内 容
 - 1 開 会
 - 2 議事録承認
令和5年第12回定例会議事録
 - 3 報告
 - (1) 経過報告
 - (2) その他
 - 4 付議事件
 - 日程第1 議案第35号 令和5年度庄内町一般会計補正予算(第5号)の申出について
 - 日程第2 議案第36号 条例制定の申出について(庄内町体育施設設置及び管理条例の一部を改正する条例)
 - 日程第3 議案第37号 庄内町体育施設設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
 - 日程第4 議案第38号 庄内町立谷沢体育館及び庄内町立谷沢グラウンドの指定管理者の候補者選定及び指定の申出について
 - 日程第5 議案第39号 庄内町清川体育館及び庄内町清川グラウンドの指定管理者の候補者選定及び指定の申出について
 - 5 協議
令和6年度冬季スクールバス運行基準の見直しについて(案)
 - 6 その他
 - (1) 第14回教育委員会定例会の開催について
日時: 令和5年12月25日(月)午後2時00分
場所: 役場 B棟 会議室1
 - (2) その他
 - 7 閉 会
- 4 出席者

教育長	佐藤 真哉
教育委員	梅木 均 (第一職務代理者)
教育委員	太田 ひろみ (第二職務代理者)
教育委員	飯淵 義晃
- 5 欠席者 教育委員 齊藤 雅子
- 6 傍聴人 なし
- 7 説明を要した者及び議事録作成のために出席した者

教育課長	佐藤 秀樹
社会教育課長	樋渡 真樹
教育課長補佐兼教育施設係長	菅原 光博
社会教育課長補佐	佐々木 信一
指導主事	齋藤 希望
指導主事	富山 裕二
教育課主査兼学校教育係長	渡部 恵子

教育課学校給食共同調理場所長	阿部 和恵
社会教育課主査兼図書館長	佐藤 晃子
社会教育課主査兼社会教育係長	齋藤 克弥
教育課教育総務係長	渡部 進也

開 会	(午後5時00分)
教育長	令和5年第13回庄内町教育委員会定例会を開会いたします。それでは次第に沿って会議を進めます。 2議事録承認 令和5年第12回定例会議事録承認について、何かお気づきの点があればお願いします。
教育長	議事録はよろしいですか。それでは3報告に移ります。 (1) 経過報告 説明をお願いします。
教育課長	(資料に基づき説明する。)
教育長	質問等ありますか。無ければ、4付議事件 日程第1 議案第35号 令和5年度庄内町一般会計補正予算(第5号)の申出について を議題とします。事務局より説明をお願いします。
教育課長 教育課課長補佐 富山指導主事	(資料に基づき説明する。)
教育長	質問等ありますか。
飯淵委員	入札が先週終わっているということは、来年度の5月くらいまでは導入されますか。
教育課課長補佐	補助金の内容が今年度のものになりますので、3月までには納入予定ですが、県の情報によると納期が遅れているということもあるようです。本町については年度内の納入ということで発注しております。
教育長	他に質問等ありますか。なければ、議案第35号 令和5年度庄内町一般会計補正予算(第5号)の申出について 原案とおりに決することにご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり
教育長	異議なしと認め、議案第35号 令和5年度庄内町一般会計補正予算(第5号)の申出について 原案どおり可決されました。つづいて、日程第2 議案第36号 条例制定の申出について(庄内町体育施設設置及び管理条例の一部を改正する条例) を議題とします。事務局より説明をお願いします。
社会教育課長	(資料に基づき説明する。)
教育長	質問等ありますか。
梅木委員	扇松松野グラウンドの場所はどこになりますか。
社会教育課長	清川になります。御諸皇子神社の上のほうにあります。現在管理もされていない状態になっております。5、6年前くらいまではグランドゴルフなどで使用していたようです。小さな物置小屋や仮設トイレなどありますが、それらは撤去する予定です。
教育長	他に質問等ありますか。なければ、議案第36号 条例制定の申出について(庄内町体育施設設置及び管理条例の一部を改正する条例) について原案とおりに決することにご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり

教育長	異議なしと認め、議案第36号 条例制定の申出について（庄内町体育施設設置及び管理条例の一部を改正する条例）について原案どおり可決されました。つづいて、日程第3 議案第37号 庄内町体育施設設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則の制定について を議題とします。事務局より説明をお願いします。
社会教育課長	（資料に基づき説明する。）
教育長	質問等ありませんか。なければ、議案第37号 庄内町体育施設設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則の制定について 原案とおりに決することにご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり
教育長	異議なしと認め、議案第37号 庄内町体育施設設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則の制定について 原案どおり可決されました。つづいて、日程第4 議案第38号 庄内町立谷沢体育館及び庄内町立谷沢グラウンドの指定管理者の候補者選定及び指定の申出について を議題とします。事務局より説明をお願いします。
社会教育係長	（資料に基づき説明する。）
教育長	質問等ありませんか。なければ、議案第38号 庄内町立谷沢体育館及び庄内町立谷沢グラウンドの指定管理者の候補者選定及び指定の申出について 原案とおりに決することにご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり
教育長	異議なしと認め、議案第38号 庄内町立谷沢体育館及び庄内町立谷沢グラウンドの指定管理者の候補者選定及び指定の申出について 原案どおり可決されました。つづいて、日程第5 議案第39号 庄内町清川体育館及び庄内町清川グラウンドの指定管理者の候補者選定及び指定の申出について を議題とします。事務局より説明をお願いします。
社会教育係長	（資料に基づき説明する。）
教育長	質問等ありませんか。なければ、議案第39号 庄内町清川体育館及び庄内町清川グラウンドの指定管理者の候補者選定及び指定の申出について 原案とおりに決することにご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり
教育長	異議なしと認め、議案第39号 庄内町清川体育館及び庄内町清川グラウンドの指定管理者の候補者選定及び指定の申出について 原案どおり可決されました。つづいて、5協議 令和6年度冬季スクールバス運行基準の見直しについて（案）について、事務局より説明をお願いします。
学校教育係長	（資料に基づき説明する。）
教育長	ただいま、資料2についてスクールバスの運行基準の見直しについて（案）の説明がありました。質問、またはご意見ありましたらお願いします。
飯渕委員	明日から冬季のスクールバスの運行が始まりますが、見直しはあくまでも来年度からということでしょうか。
学校教育係長	来年度からの運行に関しての見直しになります。
飯渕委員	集落の中心地と端では、だいぶ差が出てくると思いますが、学校から一番遠いところだとどのくらいになりますか。200m基準を下げて、1.8 kmとする理由はなんですか。集落の一番端を基準にするのはダメでしょうか。
教育課長	集落の両端で距離は変わってきますが、例えば、集落の端と端が400mあるとすれば、学校から遠いところは2kmあって、近いところが1.6 kmだとして、果

	たして 1.6 km くらいの子をスクールバスに乗せるべきかということを考えました。これまでのスクールバス運行の教育委員会の方針である体力づくりの面もあり、極端に教育委員会の方針を変えたくはない。できるだけ、歩いてもらいたいと考えていました。そのため基準は大幅に下げたくないという思いもありましたので、集落の中心地ではどうかというふうに考えていました。
教育長	他にありますか。
太田委員	1.8 km を基準として考えた場合に、対象となる集落はどのくらい増えるのでしょうか。
学校教育係長	一学区では、1.8 km と基準を下げたことによって対象となるのが、4 集落。集落間で 500m 遮るものがない場合に該当するのが、6 集落になります。二学区では、1.8 km と基準を下げたことによって対象となるのが、1 集落。500m 遮るものがない場合に該当するのが 2 集落になります。他の学区では、見直しをかけたことによって該当するということはありませんでした。
太田委員	該当する集落が増えたことによって、バスの運行は可能でしょうか。
学校教育係長	現在のバスの台数では足りないので、バスを増やすことになると思います。
教育長	他にありますか。
飯淵委員	バスの運行に関してですが、バスを増やすということは新たに購入することですか。
学校教育係長	冬季間のバスについては、民間の業者に委託しておりますので、委託するバスを 1 台増やすことになるかと思えます。
飯淵委員	バスの運行の仕方によっては、ピストンでの対応になれば、早く帰れる子、遅くなる子など出てくると思いますが、一斉に出発できるようなバスの台数ではないんですね。
学校教育係長	現在もピストンで対応しているところはあると思いますが、なるべく早く帰れるようにルートを組み直すなどしています。
飯淵委員	待っている間、学校の先生がみていないといけないとすれば、働き方改革を考えれば、出来れば、一斉に帰すことができればと思いますが、その辺は可能ではないでしょうか。
学校教育係長	バスの席数に限りがあるので、一斉にみんな帰るとするのは難しいと思いますので、なるべく学校にいる時間を短くするように工夫をしてルートを考えております。
教育長	他にありますか。なければ、6 その他 (1) 第 14 回教育委員会定例会の開催について、事務局より説明をお願いします。
教育課長	(資料に基づき説明する。)
教育長	委員のみなさま、ご都合いかがでしょうか。それでは、出席の方よろしく申し上げます。他にございませんか。ないようであれば、以上をもちまして、令和 5 年第 13 回教育委員会定例会を終了いたします。ありがとうございました。
閉 会	(午後 5 時 40 分)